

国勢調査の概要

1 調査の期日、根拠及び範囲

本書は、昭和25年国勢調査による人口の確定数及び大正9年に行われた第一回国勢調査以後の各回調査の人口で比較できるものを示したものである。大正9年以来30年間にわが国人口の構造及び分布に幾多の重大な変動があつた。この変動を研究するためには、各回調査の範囲における相違を理解しておく必要がある。以下この相違を説明することとする。

調査の期日

国勢調査は大正9年に始まり戦前は10年目毎に大調査が、5年目毎に簡易な調査が行われて来た。戦後統計法が制定せられてからは定期の調査は5年目毎に行われることになり、その間臨時にも調査を行いうることとなつた。調査期日は10月1日が選ばれた。しかし、最近10年間はその時々的人口資料の必要に応じて種々の期日に数回特別の調査が実施された。各回国勢調査又は人口調査の期日は次の通りである。

大正9年10月1日	昭和19年2月22日
大正14年10月1日	昭和20年11月1日
昭和5年10月1日	昭和21年4月26日
昭和10年10月1日	昭和22年10月1日
昭和15年10月1日	昭和25年10月1日

なお、昭和23年8月1日にも配給に関する特別の調査が行われたが、この調査は特に配給の登録人口より所謂「幽霊人口」を除却することが目的とされ、調査事項はこの問題に関するものに限られていて、通常の国勢調査又は人口調査とは趣を異にしている。

調査の根拠

わが国の国勢調査は、大正9年から昭和15年までは、明治35年法律第49号「国勢調査に関する法律」によつて行われて来た。又昭和19年以降昭和21年までの臨時の人口調査は、資源調査法(昭和4年法律第53号)に基いて行われた。昭和22年にはこれらの法律が廃されて、統計法(昭和22年法律第18号)が制定され、その後は次の統計法第4条によつて国勢調査が行われている。

第4条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、統計委員会が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

国勢調査は、これを5年毎に行わなければならない。

前項の期間の中間において、統計委員会の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができ

る。

なお、昭和25年国勢調査の実施に当つては、統計法に基いて下記の関係命令が制定公布された。

- 1 昭和25年国勢調査施行令(昭和24年11月16日政令第364号、改正昭和25年5月22日政令第154号、昭和25年7月15日政令第230号)
- 2 昭和25年国勢調査令における常住地及び家計の意義に関する政令(昭和25年2月28日政令第21号)
- 3 昭和25年国勢調査調査区設定心得(昭和24年11月16日総理府訓令第1号)
- 4 昭和25年国勢調査調査区及び同調査区地図訂正心得(昭和25年6月1日総理府訓令第4号)
- 5 昭和25年国勢調査施行心得(昭和25年6月30日総理府訓令第6号)

以上が昭和25年国勢調査の法的根拠であるが、更に重要なことは、今回の調査が1950年世界センサスに関する国際連合の勧告によつて行われたことである。国際連合の事務局により、人口、農業、工業の各センサスについて、国際比較のための諸基準が採用されたが、わが国は連合国軍総司令部経済科学局の勧奨により、この国連の企てに参加したのである。なお、1950年各センサスの内、国勢調査は総理府統計局が主管し、農業センサスは農林省主管の下に昭和25年2月1日に行われ、工業センサスは通産省主管の下に昭和25年12月31日現在によつて行われた。

調査の地域

昭和15年までの調査は、旧内地だけでなく旧版図内の外地にも調査が行われた。戦後の調査はもともと旧内地に限られている。次の地域はもと旧内地の一部であつたが、現在のところ日本政府の行政権の及ばない地域であり、従つてこれらの地域は戦後行われた調査では除外されているので注意を要する。

樺太 全域

北海道 国後郡(泊村及び留夜別村)、色丹郡(色丹村)、紗那郡(紗那村)、択捉郡(留別村)、薬取郡(薬取村)、得撫郡、新知郡、占守郡、花咲郡歯舞村の内水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島及び多楽島
初めの8郡は千島の地域である。

東京都 小笠原支庁管内の諸島

島根県 隠岐郡五箇村の内竹島

鹿児島県 大島郡(十島村の内硫黄島、竹島及び

黒島を除く。）
沖 縄 県 全 域
各国調査の人口を統一するためには、以上の地域を
終戦前の人口より除外すべきである。終戦前の人口を
調整するに当つて、樺太及び沖縄県を除くのは集計が
ほとんどすべて府県別に行われているので比較的容易
である。しかし、その他の地域は郡、村及び村の一部の

小島に過ぎず、人口総数だけは大部分次の表のように
わかるけれども、人口の属性に関する集計結果はでて
いない。そこで本書について刊行する予定の年令、配
偶関係、就業状態等の報告書では、これら地域の調整
を行うことができないので、本書の統計表でもこれら
の地域を除かないで全地域の数によることとした。

本書の終戦前人口で旧内地に属し人口を除いていない地域の人口						
〔次の地域は人口総数不明 北海道の水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島及び多楽島、島根県の竹島並びに鹿児島県の硫黄島、竹島及び黒島〕						
地 域	大正 9 年	大正 14 年	昭和 5 年	昭和 10 年	昭和 15 年	昭和 19 年
北海道 泊村、留夜別村、色丹村、 紗那村、留別村、薬取村、 得撫郡、新知郡、占守郡	15 136	14 793	15 119	18 714	17 549	調査せず
東京都 小笠原支庁	5 425	5 780	5 742	6 729	7 351	調査せず
鹿児島県 大島郡全域	213 849	207 252	207 785	204 640	185 059	183 554
計	234 410	227 825	228 646	230 083	209 969	183 554

戦前内地に含まれていた地域で本書の表の数字から
除かれている地域の詳細は次の通りである。

大正 9 年～昭和 15 年 樺太全域
沖縄県全域
昭和 19 年 樺太全域
北海道 国後郡(泊村及び
留夜別村)、色丹郡(色丹
村)、紗那郡(紗那村)、択捉
郡(留別村)、薬取郡(薬取
村)、得撫郡、新知郡、占守
郡及び花咲郡歯舞村の内
水晶島、勇留島、秋勇留島、
志発島及び多楽島
初めの8郡は千島の地域で
ある。
東京都 小笠原支庁管内
の諸島、八丈支庁管内の宇
津木村、鳥打村、青ヶ島及
び鳥島
沖縄県 全域
(註) 北海道及び東京都の
各地域については面積
には含まれているが、
人口には戦時下調査不
能のため除かれている。
昭和 20 及び 21 年 樺太 全域
北海道 国後郡(泊村及び
留夜別村)、色丹郡(色丹

村)、紗那郡(紗那村)、択捉
郡(留別村)、薬取郡(薬取
村)、得撫郡、新知郡、占守
郡及び花咲郡歯舞村の内
水晶島、勇留島、秋勇留島、
志発島及び多楽島
東京都 小笠原支庁管内
の諸島
島根県 隠地郡五箇村の
内竹島
鹿児島県 大島郡
沖縄県 全域
昭和 22 及び 25 年 樺太 全域
北海道 国後郡(泊村及び
留夜別村)、色丹郡(色丹
村)、紗那郡(紗那村)、択捉
郡(留別村)、薬取郡(薬取
村)、得撫郡、新知郡、占守
郡及び花咲郡歯舞村の内
水晶島、勇留島、秋勇留島、
志発島及び多楽島
東京都 小笠原支庁管内
の諸島
島根県 隠地郡五箇村の
内竹島
鹿児島県 大島郡(十島村
の内硫黄島、竹島及び黒島
を除く。)

沖縄県 全域
(註) 十島村の 3 小島は面
積には除かれているが
人口には含まれている。

面 積
本書にかかげた年々の面積の出所は次の如くである。
大正 9 年 大正九年国勢調査報告全国の部第一巻
(内閣統計局)
大正 14 年 大正十四年国勢調査報告 第一巻 (内
閣統計局)
昭和 5 年 昭和五年国勢調査報告 第一巻 (内閣
統計局)
昭和 10 年以降昭和 22 年 昭和十年全国市町村別面積
調 (内閣統計局) 但し 昭和 22 年の 北海道根室
支庁歯舞村及び島根県隠岐島五箇村の内日本の行
政庁の及ぶ地域的面積は戦後建設省地理調査所の
調査にかかる。
昭和 25 年 全国市町村別面積調査(建設省 地理調
査所)

これらの面積は旧陸軍参謀本部(現在は地理調査所)
から刊行せられている 5 万分の 1 の地図によつてい
る。なお面積については次の諸点に注意を要する。
1 満干両潮界間の 2 分の 1 を陸地面積として計上
してある。但し昭和 25 年は満潮界を 海陸の 境界
としている。
2 河川、湖沼及び潟等を含む。
3 河川はその河口をもつて陸海の分界として陸地
面積を含む。

各回調査の人口
大正 9、14 年、昭和 5、10 年——これらの調査ではす
べて「現在地主義」による人口(現在人口)を調査した。
すなわち各人を調査期日に現在した場所で調査したの
である。調査期日に日本に現在した者はすべて含んで
いる。昭和 10 年には調査事項として常住地が調査をう
けた場所と異なっている者を調べ、それを特別に集計
したが、この集計によると「常住人口」は 68,624,272
人で「現在人口」68,661,654 人よりも 37,382 人少い。
昭和 15 年——所謂「銃後人口」といわれる一般国民
の人口は、前回の各調査と同じように「現在地主義」に
よつて調査が行われた。軍人軍属はすべて、日本に実
際にいると否とを問わず、その住所で調査した。すな
わち、結婚している者は妻のいた場所で調査し、結婚し
ていない者は両親のいた場所で調査したのである。こ
の調査による総人口(全人口)は 72,539,729 人である。
その内「銃後人口」は 70,857,211 人で、軍人軍属等は、

1,682,518 人である。軍人軍属等の中約 1,000,000 人は
実際には内地外にいた者である。本書の数字はかよう
な軍人軍属等を含んでいる。

昭和 19 年——この調査は大正 9 年～昭和 10 年の各調
査と同じく「現在人口」を調査した。この調査では一般
国民はもち論、軍人軍属で実際にその家族と共に住ん
でいた者を含んでいるが、部隊艦船にいた軍人軍属は
旧内地外にいたと否とにかかわらずすべて含んでいな
い。

昭和 20 年——この調査も「現在地主義」によつてい
る。この調査では戦前外地人として取扱つた者以外の
外国人は除かれている。この除かれた外国人の数を知
るには、昭和 15 年のかような外国人の数 39,148 人が
参考になる。常住地又は本籍地が旧内地に属してい
た地域(例えば沖縄県)にあつた者は、日本人として調
査に含まれている。陸海軍の部隊艦船内にあつた軍人
軍属は含んでいない。連合国軍に属する者も、もち論
除外されている。

既に発表されたものには、昭和 20 年 11 月 1 日現在
の総人口として推定数 72,455,000 人を用いている場合
がある。この推定数は、昭和 21 年 5 月 1 日現在の推
定数 74,024,000 人から昭和 20 年 11 月 1 日から昭和 21
年 5 月 1 日までの出生及び入国者を差引き、死亡及び
出国者を加えたものである。しかし、本書では意識
的、無意識的に除かれた者について何等補正を加えて
いない。実際調査したままの数字である 71,998,104 人
をとつている。

昭和 21 年——これまでの調査と同じように、この調
査も「現在地主義」によつている。昭和 20 年と同様に
外国人が除外されており、更に朝鮮人、台湾人及び沖
縄県人については朝鮮、台湾又は沖縄県に帰還を希望
した者が除外されている。これら除外された者の総数
は約 600,000 人であると推定される。連合国軍に属す
る者も除外されている。

既に発表されたものには、特に除外した者及び調査
もれ約 900,000 人強を補正した昭和 21 年 5 月 1 日現
在の推定数 74,024,000 人を用いている場合がある。本
書では、しかし、実際調査したままの数 73,114,136 人
をとつている。

昭和 22 年——この調査では 外国人登録令第 2 条各号
の一に該当する者以外のすべての人口について、「現
在地主義」によつて調査が行われた。この除外された
者は次の通りである。

- 1 連合国軍の将兵及び連合国軍に附属し又は随伴
する者並びにこれらの者の家族
- 2 連合国軍最高司令官の任命又は承認した使節団

の構成員及び使用人並びにこれらの者の家族

3 外国政府の公務を帯びて日本に駐在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族

昭和22年10月1日現在の総人口については、三通りの数字が発表されている。それは次の通りである。

78,098,364……実際に調査したままの数字

78,101,473……上の数字に調査当時の水害による調査もれ推定数を補正したものである。

この補正の内訳は、東京都2,177,埼玉県458,栃木県267,宮城県207,である。この推定数は、水害後罹災者が避難先から各自の家庭に帰つた後に抽出調査を行つて得た数である。

78,627,000……水害地の調査もれ及び地域には関係のない一般的調査もれを推測して補正した推定である。この推定数は、昭和21年5月1日現在の推定数74,024,000に昭和21年5月1日から昭和22年10月1日までの出生及び入国者を加え、死亡及び出国者を差し引いて得たものである。

本書で用いている数字は、水害地の調査もれのみを補正した数、すなわち78,101,473人である。

昭和23年—昭和23年8月1日に行われた常住人口調査は、始めて全面的に「常住地主義」をとつた全国的調査である。この調査の目的は配給上の目的のため常住人口を明かにするにあつて、調査事項はこの問題に関係する事項に限られている。配給関係の調査ということになつていたので、結果として配給台帳にある「幽霊人口」を除去することが出来たとしても、調査にかなり重複があつたのはやむを得まい。この調査は、昭和25年の10年毎の正規の国勢調査の前提となる「常住地主義」に関する試験的調査という今一つの目的に貢献している。しかし、この調査によつて得た人口(80,216,896)は、通常の調査との比較を目的とする本書ではとりあげなかつた。

昭和25年—この調査は、「常住地主義」によつて行つた最初の正規の国勢調査である。「現住地主義」による人口も調査したがまだ集計を完了していない。本書の数字は「常住地主義」によるものである。常住地に関する次の特別扱いには注意を要する。

- 1 自宅をはなれて通学している学生生徒は、自宅ではなく通学のために常住している寄宿舎、下宿屋等で調査した。
- 2 精神病院又は結核療養所若しくはらい療養所の入院患者又は療養者は、自宅ではなく、その病院

又は療養所で調査した。

3 上の病院又は療養所以外の病院又は療養所の入院患者又は療養者は、6ヵ月以上引続き入院中又は療養中の者に限りその病院又は療養所で調査した。その他の者は、その病院又は療養所以外の常住地で調査した。

4 船舶乗組員で陸上に常住地のない者は船舶に常住しているものとして調査した。

5 刑の確定した監獄の在監者又は少年院の在院者は、その監獄又は少年院で調査した。刑の確定していない者は、監獄又は少年院以外に常住地のある者はその常住地で調査した。

6 常住地のない者は、昭和25年10月1日にいた場所で調査した。例えば、日本に一時旅行中の外国人は10月1日にいた場所で調査した。常住地のない浮浪者は、9月30日の夜特別調査を行い、その時に発見された場所で調査した。

この調査では外国人登録令第二条各号の一に該当する者を特に除いた外は、日本に常住した者又は現在した者のすべてが調査された。この除外された者は次の通りである。

- 1 連合国軍の将兵及び連合国軍に附属し又は随伴する者並びにこれらの者の家族
- 2 連合国軍最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員及び使用人並びにこれらの者の家族
- 3 外国政府の公務を帯びて日本に駐在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族

昭和25年国勢調査の方法

組織—調査は総理府統計局が主管し、市区町村長が都道府県知事の指揮監督をうけて調査の執行を管掌した。

実地調査はこの調査のため特に任命された355,071人の調査員によつて行われた。これらの調査員は更に特に任命された19,824人の指導員の指導をうけた。指導員は調査員を訓練指導する外調査票の内容を検査し必要な場合には調査員に照会し、再調査を行う任務が課せられた。

調査区—昭和25年国勢調査の準備事務は昭和24年初頭から開始されているが、最初に全国的に統一された基準に従つて調査区を設定し、その地図を作成した。調査区は普通調査区、特別調査区、水面調査区の三種類に区分した。普通調査区は人口の集中している全地域に設定し、一調査区平均五十世帯の割合で地理的に明瞭な境界によつて設定した。特別調査区は常住者がいないかいても非常に少い地域又は特殊の人々の集まっている地域に設定した。その内訳は(1)山林、山

嶽、原野地帯、(2)広大な耕地、(3)広大な埋立地、干拓地、(4)大きい湖、沼、池、(5)広大な公園、大きい広場及び墓地、(6)無人島、(7)広大な工場地域又は広大な鉄道用地、(8)公共営造物及び社会施設、(9)進駐軍兵舎、空軍基地、進駐軍及びその家族の居住する住宅地域である。水面調査区は港湾の水域及び水上生活者のいる河川又は運河の河口に近い水域に設定した。以上三種類の調査区の数はい次の通りである。

普通調査区	344,125
特別調査区	24,470
水面調査区	1,399
計	369,994

以上の調査区は国勢調査実施の基礎となるものであるが、なお調査結果の抽出集計における標本の抽出に用いられた。又この調査区は各種の統計調査及び各種の業務報告等に用いられている。

各種調査票—今次国勢調査は三種類の調査票類を基礎にして行われた。すなわち、照査表、国勢調査本調査票(常住人口用)及び一時現在者調査票である。

準備調査—調査期日の一週間前に各調査員は担当調査区内を巡回調査した。この際調査員は担当調査区の世帯を確め、各世帯に昭和25年国勢調査の趣意書を配布した。この趣意書には調査の目的、主要な調査事項を記載し、世帯員の氏名、出生の年月日、調査期日前1週間の就業時間を記入する空欄を設けてあつた。調査員は各世帯に世帯番号を割り当て、これを世帯番号札に記入し、世帯番号札は各住居の出入口にはりつけた。同時に調査員は照査表に世帯番号、世帯主又は代表者の氏名、世帯の所在地及びその世帯の常住者の人員を記入した。更に担当調査区の地図を確め、照査表の裏面に各世帯の所在地及び番号を示す詳細な地図を自分で作成した。

実地調査—実地調査は昭和25年10月1日から3日までの3日間に行われた。この期間に調査員は再び担当調査区内の各世帯を訪問し、各世帯の世帯主又は代表者に質問して各世帯員について調査票への記入を行つた。国勢調査調査票にはその調査区に常住している者について記入を行つた。一時現在者調査票にはその調査区内に一時現在した者について記入を行つた。この際調査票の記入によつて照査表を照合し、必要な訂正を行つた。

調査員による完全な他計申告が行われたのは今度の国勢調査が初めてであつた。調査の企画にあつて最も効果的な調査員の訓練方法、最もよい調査事項の質問の仕方等を決定するため、各種の地域(農村、漁村、工業地帯、都市近郊等)で一年間にわたり試験調査を

行つたことは注目すべきである。また調査員に各調査事項の意味、記入の内容等について十分理解せしめるため、調査員や指導員の必携や指導要領を準備し、これにより、昭和25年の夏季の中に訓練会が開催されたのである。

宿泊人及び住居不定者の調査—各都道府県、市区町村に、宿泊人及び住居不定者の調査を統括するため、特にその担当係員を置いた。各調査員は準備調査の時に担当調査区内の宿泊人及び住居不定者の概数を指導員に報告し、指導員はこれを宿泊人及び住居不定者の調査担当係員に報告した。

ホテル、寄宿舎、下宿屋、公園、普通居住出来ない場所等にいる宿泊人、住居不定者の調査は深夜又は早朝を期して、短時間のうちに一斉に行い、宿泊人や住居不定者がその日に他処に移らないうちに、又重複して調査されることのないように調査した。若し調査区内に宿泊人や住居不定者が多くて、規定の時間内に調査ができない場合には、特別編成の係員を置いてこれを援助した。もち論このような係員は、大都市の旅館街や、大きな公園、例えば東京の上野公園等に寝ている浮浪者の調査の際に用いられた。上野公園のような場合には、調査員は主に統計関係職員から選ばれ、午前零時以後短時間に調査を行つた。市によると浮浪者の協力を得、かつ深夜に起された浮浪者をねぎらうために菓子や煙草を配る用意をした所もあつた。

調査事項—各人を常住地で調査する国勢調査調査票では次の事項について調査を行つた。

- 世帯番号及び世帯の種類
- 住居の種類、所有の関係、居室の畳数
- 氏名
- 世帯主との続柄
- 調査期日における在不在の別、不在の場合には不在の理由
- 男女の別
- 出生の年月日
- 出生地
- 就業状態
- 在学か否かの別及び在学年数
- 国籍又は出身地
- 引揚者か否かの別及び海外居留民か否かの別
- 配偶関係
- 結婚したことのある女子について、初婚か否かの別、結婚年数の合計及び生んだ子供の数
- 一時現在者数
- 一時現在者を調査する一時現在者調査票では、次の事項を調査した。

氏名
男女の別
出生の年月日
国籍又は出身地
配偶関係
一時現在地
一時現在の理由
常住地不在期間
常住地及び世帯主の氏名

集計及び結果の発表—人口及び世帯概数を昭和25年12月28日に発表した。この数字は調査員が作成した照査表によつたものである。この集計は先ず市区町村で行い、これを都道府県でとりまとめ、最後に総理府統計局でまとめた。この概数によると、全国人口は83,196,000人でその内男は40,811,000人女は42,385,000人である。世帯数は16,582,000世帯である。

確定人口は中央集査の方法により統計局で地方から進達された調査票によつて集計した。全国人口は昭和26年2月28日に発表した。各都道府県の市区町村別人口は、2月10日から2月28日までに集計完了の都度、官報によつて発表した。確定数による全国総人口は83,199,637人である。

年令、男女の別、就業状態及び住宅関係の全国概数が1%抽出集計により得られたが、その一部を昭和25年5月19日にその他の部分を昭和25年6月29日に発表した。

各回調査間の人口増加及び自然増加

調査の年及び期日	増加人口 (△は減)	自然増加 (△は減)	差 数 (△はマイナス)
大正9年10月1日～大正14年10月1日	3,787,719	3,616,115	171,604
大正14年10月1日～昭和5年10月1日	4,693,296	4,385,486	307,810
昭和5年10月1日～昭和10年10月1日	4,789,158	4,569,127	220,031
昭和10年10月1日～昭和15年10月1日	3,878,075	4,060,640	△182,565
昭和15年10月1日～昭和19年2月22日	△65,893	3,688,621	△3,754,514
昭和19年2月22日～昭和20年11月1日	△475,732	253,349	△729,081
昭和20年11月1日～昭和21年4月26日	1,116,032	△2,321	1,118,353
昭和21年4月26日～昭和22年10月1日	4,987,337	1,631,542	3,355,795
昭和22年10月1日～昭和25年10月1日	5,098,164	5,020,888	77,276

(註) 国勢調査又は人口調査による人口は、次の場合以外はすべて旧日本内地(樺太を除く)の全人口である。

昭和15年人口は、内地外にいた約1,000,000の軍人軍属等を含む。

昭和19年人口は、内地にいた陸海軍の軍人軍属を含まない。但し部隊艦船外にいた少数の軍人軍属を含む。

昭和20年人口は、軍人軍属及び外地人以外の外国人を含んでいない。

昭和21年人口は、本国帰還を希望した朝鮮人、台湾人及び沖縄県人並びに外国人を含まない。

上の表によつても大正9年～昭和25年の人口増加は自然増加がその第一要素であることが明瞭である。30年間の増加は、2,780万人に達しており、自然増加は

同様の都道府県、六大都市の概数及び全国のより詳細な結果について、10%抽出集計による集計結果がこれについて発表される。

全部集計による結果は昭和28年までに発表する予定である。

2 大正9年以降昭和25年までの人口の推移

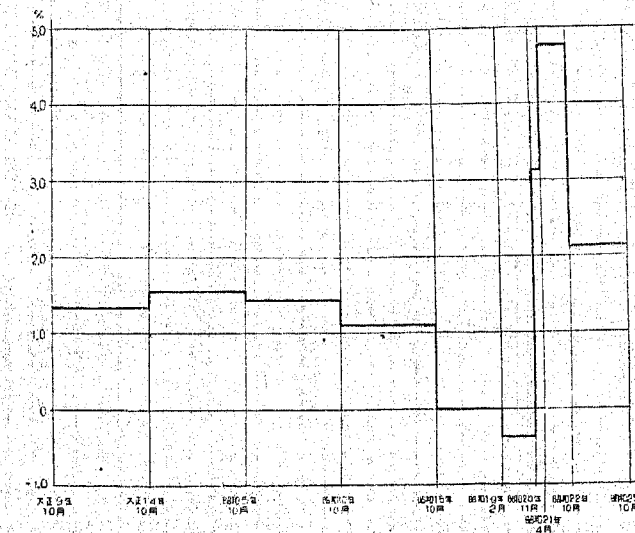
各回調査間の全国人口の推移—今次国勢調査の結果によると、昭和25年10月1日現在わが国の人口は、83,199,637人である。大正9年の第一回国勢調査による人口(55,391,481)に対して、2,780万人、50%強の増加である。大正9年の面積379,420.77方呎に対して現在日本の行政権の及ぶ地域の面積は368,302.94方呎である。昭和25年の人口密度は1方呎当たり226人で、大正9年の146人に対して55%以上の増加である。

大正9年～昭和5年の10年間に人口は850万人15.3%増加した。昭和5～15年の10年間には870万人、13.6%の増加であつた。昭和15～25年間には約1,070万人、14.7%の増加であつた。(次表の註参照)最近10年間の増加は、実際は最近5年間の増加によつてゐる。昭和15～20年の戦時中では、軍人軍属を含む内地総人口はさして変らなかつたとみられるが軍人軍属を除いた人口は、著しく減少している。終戦後の5年間には、約1,120万人増加し、15.6%の増加である。そのうち引揚による純増加は約500万人で、残りが自然増加によるものである。下の表は各回調査間の増加人口、自然増加及び両者の差数を示したものである。

はほぼ同数である。しかし、戦争のため最近10年間は調査人口には大きな変動があつた。昭和15～20年の戦時中、自然増加はわづかに下降したに過ぎないにもかかわらず、多数の軍人軍属が海外に出たため、調査人口は減少している。終戦直後6カ月の間は死亡が出生より超過しているが、引揚者の帰還のため、調査人口は100万人強の増加となつた。次の1.5カ年の間には、引揚計画が事実上完成し、これによる引揚者と出生の死亡に対する超過によつて500万人近くの増加をみた。この10年間の最後の3年間には出生の著しい増加と先例のない低い死亡率とが相まつて、500万人強の増加となつた。

かような人口の大きな変動は、下の各回調査間の年平均幾何増加率を示す表及び図表によつて容易に看取することができる。戦前20年間は、年平均幾何増加率は高く1.5%、低く1.1%であつた。この間この率の最も高いのは大正14～昭和5年の5年間で、それ以後は1.4%、1.1%と下つてゐる。戦争中は実際に減少している。昭和15～19年には調査人口は0.01%の割合で低下している。しかしこの場合、昭和15年の調査人口は内地の内外にいた軍人軍属を含んでおり、昭和19年の調査人口は内地の一般国民の数のみであることを注意しなければならない。戦時中最後の21カ月の間、一般国民の人口は年平均0.4%の割合で

人口の各回調査間年平均幾何増加率—大正9年～昭和25年



各回調査間の市部郡部人口の推移—昭和25年には市部の人口は31,203,191人で全国人口の37.5%である。大正9年の第1回国勢調査では市部の人口は1,000万人に過ぎず全国人口の18%であつた。すなわち30年間に市部の人口は約3倍に膨脹し、全人口に対す

減じている。この減少は、内地にいた昭和20年の調査前に一般国民になつた約100万人の軍人軍属が昭和20年の調査人口に含まれているにもかかわらず、かような減少をみているのである。戦後は先例のない著しい人口増加をみた。戦後6カ月は3.1%、次の17カ月には4.8%、次の3年間には2.1%の割合で年に増加しているわけである。

人口の各回調査間の年平均幾何増加率

調査の年	両調査間の年数	1年平均幾何増加率(△は減)(%)
大正9～大正14年	5.00	1.33
大正14～昭和5年	5.00	1.54
昭和5～昭和10年	5.00	1.44
昭和10～昭和15年	5.00	1.10
昭和15～昭和19年	3.42	△0.01
昭和19～昭和20年	1.67	△0.39
昭和20～昭和21年	0.50	3.12
昭和21～昭和22年	1.42	4.76
昭和22～昭和25年	3.00	2.13

1) 本書32頁第1表により次式を用い算出

$$1 \text{ 年平均幾何増加率} = \sqrt[t]{\frac{\text{各回調査人口}}{\text{前回調査人口}}} - 1$$

(tは両調査間の年数)

る割合は約2倍に達したのである。もち論市の数も著しく増加し大正9年の81市が昭和25年には248市になつてゐる。他方郡部の人口は昭和25年には51,996,446人で全国人口の62.5%を占めている。大正9年には郡部の人口は4,500万人で当時の全国人口の82%であ

る。従つて昭和25年の郡部の人口は30年前の1.1倍に過ぎず、全国人口に対する割合は大正9年の割合の4分の3に過ぎない。

市部の人口の割合は、大正9年～昭和19年の間に着々上昇した。大正9年の18.1%から上昇し始め、昭和5年には24.1%、昭和15年には37.9%、昭和19年には41.1%という最高の割合に達している。この傾向はその後数カ月の間に、都市の空襲のため多数の人口が郡部に移動したため阻まれて、昭和20年の11月には市部の人口はわずか27.8%に過ぎなくなつた。しかし、戦後都市集中の傾向が復活して、昭和25年10月には市部の人口は全国の37.5%を占めるに至つた。

各調査時における市部郡部人口の指数

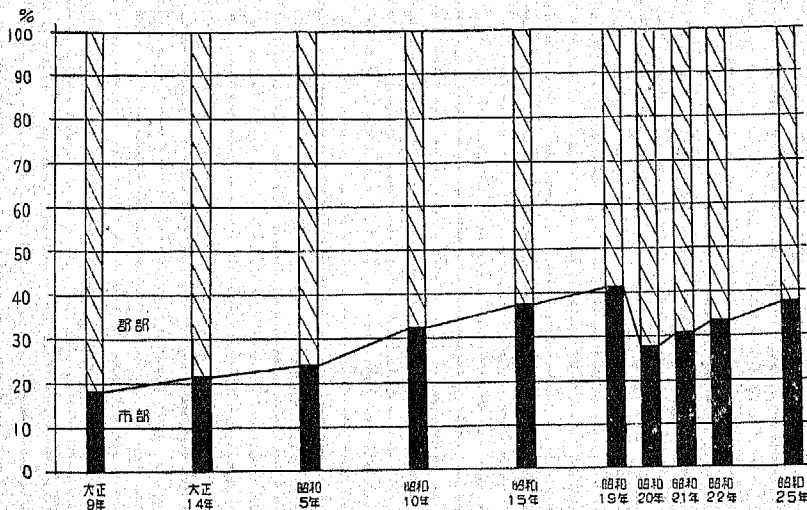
大正9年～昭和25年

〔本書34頁第3表により計算〕

調査の年	人口の指数		
	全 国	市 部	郡 部
大 正 9 年	100.0	100.0	100.0
14 年	106.8	128.0	102.2
昭 和 5 年	115.3	153.0	105.9
10 年	124.0	255.4	101.6
15 年	131.0	274.4	99.3

市部郡部別人口の比率の推移—大正9年～昭和25年

〔本書34頁4第3表による〕



他方、郡部の人口密度は大正9～昭和15年の20年間に120人から121人とわずかに動いているに過ぎない。昭和19年には116人と落ちたが多数の人口が市から疎開して来た昭和20年には147人に上つている。終戦直後5カ月の間には100万人強の人口が都市に復帰して、昭和20年には人口密度はわずかに下つている。しかし、その後わずかの間に復員軍人やその

昭和19年	130.8	295.4	93.6
20年	130.0	199.8	114.6
21年	132.0	221.6	112.2
22年	141.0	258.1	115.1
25年	150.2	311.4	114.6

市部郡部の人口密度—本書の第5表に各調査時における市部及び郡部の面積及び人口が示されている。この表によると、市部の人口密度は大正9年の1方軒当り7,326人を頂点として、その後次第に低下し昭和1年には2,154人に下つている。昭和20年には多数人口の都市から郡部への疎開のため1,418人に急落している。しかし、戦後やゝ上昇して昭和25年までには市部の1方軒当り人口は1,574人になつている。かような市部の人口密度の低落は一見奇異な感をあたえる。しかし大正9年当時市であつた地域の現在の人口密度は決して低下していないものと思われる。しかし比較的人口の稀薄な中小都市が年々生れ、かつ多くの既存の市がその境域を拡張して人口の多い町村を合、したためかやうに大きな人口密度の減少となつていのである。市部の人口及び市の数は大正9年から昭和5年までに3倍になつているが、現在の市の面積は、大正9年の14倍を超えている。

他の引揚者が帰還して昭和22年には郡部の人口は再び上昇し、昭和25年にはわずかに下つている。この郡部人口の上昇は郡の面積が市に移つたことと相まつて、昭和25年には郡の1方軒当り人口は149人というかつてない高い密度をもたらしている。

人口階級別市町村の人口—人口階級によつて人口の分布を研究することは単に市部郡部に関する数字より

も重要な意義がある。昭和25年国勢調査によると人口1万未満の町村に全国人口の約半数(46%)が属している。一方人口50万以上の市には全国人口の13.4%、10万以上の市には25.6%、3万以上の市には39.0%が属しており、人口1万以上の市町村には全国人口の54%が属していることになる。

以下の検討のため、市町村を次の如く大中小に分類しておこう。

- 500,000以上 — 大都市
- 100,000～499,999 — 中都市
- 30,000～99,999 — 小都市
- 10,000～29,999 — 大町村
- 5,000～9,999 — 中町村
- 2,500～4,999 — 小町村
- 2,499以下 — 零細町村

大都市の人口昭和25年は1,100万人強で全国人口の13.4%で、これに対して大正9年は500万人強で全国人口の8.4%である。大都市の人口は大正9年～昭和5年の間に次第に増加し、其の後10年間増加を続け、昭和15年には約2倍の14,384,279人即ち総人口の約20%となり最高に達している。しかし、戦時中は多くの人が大都市を去り昭和20年には大都市の人口は600万人足らずに下つた。戦後は衛生福祉のため戦災をこう

むつた都市への転入は抑制されたのである。それでもも議論多数の都市住民が前住所に復帰したが昭和25年になつても大都市の人口は昭和10年当時の大ききにも達していない。

中都市の人口は、大正9年には200万人近くで全国人口の4%弱であつたが、昭和25年までにほとんど5倍に増加し、1,000万人を数え全国人口の12%を超えている。この階級の人口は大正9年から昭和19年までは次第に増加して、戦時空襲時には約300万人減少したけれども戦後急速に増加している。

事実中都市は昭和22～25年の間各階級中最高の増加を示している。これはこれら中都市が以前大都市にいた人口と、郡部から移つてくる多数の人口を受入れていることを物語るものである。現在小都市の人口は1,100万人強(全人口の13.4%)であるが、大正9年のこの階級の人口(400万人)の約3倍に相当している。小都市では30年間の人口の推移は、大都市や小都市とやゝ趣を異にしている。大正9年～昭和5年には相当増加したが、昭和10年には約100万人減少しその後再び増加した。空襲の激しかつた間、大中都市の疎開者が多数小都市に移り、小都市の人口は150万人増加した。昭和20～25年にも増加しているけれども、全人口に対する割合は13.4%で止つている。

人口階級別市町村人口の推移

〔本書37頁第6表による〕

人口階級	昭和25年	22年	21年	20年	19年
総 数	83 199 637	78 101 473	73 114 136	71 998 104	72 120 085
500 000以上	11 190 320	9 011 061	7 076 201	5 969 057	13 669 620
100 000—499 999	10 135 895	7 777 953	6 339 151	5 044 569	8 173 004
30 000—99 999	11 139 174	10 491 954	9 800 753	9 868 913	8 360 570
10 000—29 999	12 440 481	12 129 917	11 366 135	11 654 296	7 897 456
5 000—9 999	17 622 373	17 630 030	17 088 869	18 274 682	11 944 229
2 500—4 999	16 783 866	17 173 122	17 236 403	17 365 805	15 713 985
2 500 未満	3 887 528	3 886 504	4 156 624	3 819 155	6 361 221
地域的に配分されないもの	—	932	—	1 627	—

人口階級	15年	10年	5年	大正14年	9年
総 数	72 539 729	68 661 654	63 872 496	59 179 200	55 391 481
500 000以上	14 384 279	12 645 419	7 604 954	6 203 104	4 626 151
100 000—499 999	6 907 208	4 872 650	3 876 334	2 538 133	2 127 447
30 000—99 999	7 061 700	5 848 588	6 827 170	6 021 033	4 347 627
10 000—29 999	8 188 047	7 992 038	7 613 166	6 735 483	6 570 478
5 000—9 999	12 526 032	12 775 466	12 301 948	11 313 947	10 647 402
2 500—4 999	16 883 809	17 755 026	18 447 217	18 751 885	19 070 441
2 500 未満	6 588 654	6 772 467	7 201 707	7 615 615	8 001 935
地域的に配分されないもの	—	—	—	—	—

人口階級別市町村人口割合の推移
〔本書37頁第6表による〕

人 口 階 級	昭和25年	22年	21年	20年	19年	15年	10年	5 年	大正14年	9 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
500 000以上	13.4	11.5	9.7	8.3	19.0	19.8	18.4	11.9	10.5	8.4
100 000—499 999	12.2	10.0	8.7	7.0	11.3	9.5	7.1	6.1	4.3	3.8
30 000— 99 999	13.4	13.4	13.4	13.7	11.6	9.7	8.5	10.7	10.2	7.8
10 000— 29 999	15.0	15.5	15.5	16.2	11.0	11.3	11.6	11.9	11.4	11.9
5 000— 9 999	21.2	22.6	23.4	25.4	16.6	17.3	18.6	19.3	19.1	19.2
2 500— 4 999	20.2	22.0	23.6	24.1	21.8	23.3	25.9	28.9	31.7	34.4
2 500 未 満	4.7	5.0	5.7	5.3	8.8	9.1	9.9	11.3	12.9	14.4
地域的に配分され ないもの	—	0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	—

大町村の人口は、昭和25年には1,240万人に達し、大正9年の660万人に対して約2倍の増加である。全人口に対する割合は11.9%から15.0%に増加している。大町村の人口は大正9年～昭和19年の間は比較的安定をみせている。しかし、次の1.5年の間には約40万人増加している。これは、大町村の者がも早都市に移ることが出来なかつた事実及び都市人口が郡部に移動した事実によるものである。終戦直後は疎開者の都市復帰でやや減少したが、昭和22年には引揚者のため増加し、昭和25年までには更にわづかばかり増加した。

中町村の推移は大町村とほぼ同様である。昭和25年には中町村の人口は約1,800万人で全人口の21%、これに対して大正9年は1,100万人で全人口の19%である。昭和15年まではこの階級の人口は次第に増加し、昭和19年にはわづかに減少しているが、昭和20年には50%以上(633万人)も増加している。これは明らかに戦争中都市を去つた人口の多くがこの中町村に移つたことによるのである。戦後100万人の人口がこの階級から減じたが、引揚者のため再び増加し、その後はやや安定して昭和25年に至つている。

小町村の人口は、昭和25年には1,700万人弱で、これに対して大正9年は1,900万人である。全人口に対する割合は、昭和25年はわづか20%であるが、大正9年には34%もあつた。この階級では、前述の各階級の推移とは逆の様相を示している。昭和20年までは絶えず減少して、昭和20年には約170万人の増加をみせたが、以後再び減少の傾向にある。これに関連して、かような減少は小地域から出る人口の移動によるものではなく、わが国では少人口の地域の数が次第に少くなつてゐる結果によるものであることを特に注意しなければならない。すなわち、わが国では人口は50%も増加しているにもかかわらず、面積はわずかながら減少している程であるところからみて、これは明らか

に人口の密度が大きくなつてゐることを示すのである。小町村の数は大正9年には5,494であつたのが、昭和25年には4,606に減じている。

人口2,500未満の零細町村の人口は、昭和25年には400万人弱であつて、大正9年のこの階級の人口の半分以上である。全人口に対する割合は、昭和25年は4.7%に過ぎないが、大正9年には14.4%であつた。更にこの階級の市町村の数は昭和25年(2,063)は大正9年(4,543)の半分以上である。

以上要約すると、少人口の地域は人口の増加によつて自然減少していることが明らかである。又町村は戦前までは減少して、戦時は戦争がなければ転出したものと思われる人口をそのまま維持すると共に、都市から疎開者を多数受入れたことも明らかである。郡部では郡部にいる疎開者が都市に復帰し始めたときから引揚者の帰国が始まるまでは一時減少の傾向がみられた。この時から郡部の零細町村は減少を続け、郡部の全人口はほとんど動かなくなつてゐる。すなわち、郡部の地域では転出者が自然増加とほとんど釣合つてゐるのである。然るに市部全体はかなり増加している。殊に人口10万～50万の中都市において最大の増加を示している。

各回調査間の地方別人口の推移—昭和25年国勢調査によると、全人口の75%に近い人口が本州に住んでいて、残り25%が北海道、九州、四国に分かれてゐる。各地方(次表の註参照)のうち、人口の割合が最も高い地方は、関東(全人口の21.9%)、九州(14.5%)、近畿(14.0%)である。最も割合の低い地方は、四国(5.1%)、北海道(5.2%)及び東山地方(5.3%)である。最も人口密度の高いのは、1方村当り568人の関東、426人の近畿である。最も密度の低いのは、北海道で1方村当り55人に過ぎない。次が東北で135人である。

国勢調査が始まつて以来30年間に、全国人口の50%以上の増加を示しているのは四地方である。その一つ

である北海道では昭和25年においてもなお全人口の極めて小部分を占めてゐるにすぎず、人口密度も最も低いにもかかわらず、増加率は最高(82%)である。全国の増加率より高い残りの三地方は、関東(64%)、東北(56%)及び東海(56%)である。40～50%の増加率をみせてゐるのは九州及び近畿の二地方である。残りの四地方、北陸、東山、中国及び四国は35～38%の範囲内の増加を示している。

地方別人口
〔本書40頁第7表及び44頁第9表による〕

全国及び地方	昭和25年 国勢調査 人 口	割 合	1方村当 り人口	人口増加率 % (大正9 年～昭和25 年)
全 国	83 199 637	100.0	226	50.2
北海道	4 295 567	5.2	55	82.1
本 州	62 586 916	75.2	272	49.7
東 北	9 021 809	10.8	135	55.7
関 東	18 241 907	21.9	568	63.9
北 陸	5 179 440	6.2	205	34.6
東 山	4 416 738	5.3	155	37.3
東 海	7 323 254	8.8	394	55.5
近 畿	11 607 092	14.0	426	42.5
中 国	6 796 676	8.2	214	36.8
四 国	4 220 285	5.1	225	37.7
九 州	12 096 869	14.5	297	48.3

(註) 地方別区分は一定したものがなく、戦後は特に種々の異つた区分が用いられてゐる。本書では戦前国勢調査で用いたものと同一の区分によつてゐる。北海道、東北、北陸、東海、中国、四国及び九州の7地

昭和25年国勢調査人口の都道府県別割合
〔本書40頁第7表による〕

都 道 府 県	割 合	都 道 府 県	割 合	都 道 府 県	割 合
全 国	100.0	京 都 府	2.2	大 分 県	1.5
東 京 都	7.5	熊 本 県	2.2	宮 崎 県	1.3
北 海 道	5.2	鹿 児 島 県	2.2	富 山 県	1.2
大 阪 府	4.6	宮 城 県	2.0	和 歌 山 県	1.2
福 岡 県	4.2	岡 山 県	2.0	石 川 県	1.1
愛 知 県	4.1	長 崎 県	2.0	香 川 県	1.1
兵 庫 県	4.0	群 馬 県	1.9	佐 賀 県	1.1
神 奈 川 県	3.0	栃 木 県	1.9	島 根 県	1.1
静 岡 県	3.0	岐 阜 県	1.9	徳 島 県	1.1
新 潟 県	3.0	山 口 県	1.9	高 知 県	1.0
埼 玉 県	2.6	愛 媛 県	1.8	滋 賀 県	1.0
千 葉 県	2.6	三 重 県	1.8	山 梨 県	1.0
広 島 県	2.5	山 形 県	1.6	奈 良 県	0.9
福 島 県	2.5	岩 手 県	1.6	福 井 県	0.9
長 野 県	2.5	秋 田 県	1.6	鳥 取 県	0.7
茨 城 県	2.4	青 森 県	1.6		

方は大正9年～昭和25年に絶えず増加している。関東地方は昭和15年までは絶えず増加しているが戦時中は約15%減少している。これはもち論この地方の大都市からの疎開によるものである。戦後の5カ年は27%増加している。近畿地方は、昭和15年までは関東とほぼ同様に絶えず増加の傾向を示して昭和15～20年には18%減少し、戦後5カ年には18%強増加した。関東地方の昭和25年の人口は、同地方では最高記録の人口であるが、近畿地方の昭和25年の人口はまだ戦前の水準に達していない。東山地方は、大正9年～昭和15年には徐々に増加していたが、昭和15～20年に23%強急増し、以後昭和20～25年はわづかに減少している。

各回調査間の府県別人口の推移—昭和25年国勢調査によると、全人口の約30%は6都道府県に住んでいる。すなわち、東京都には全人口の7.5%が住み、ついで北海道に5.2%、大阪府、福岡県、愛知県、兵庫県に夫々全人口の4.6、4.2、4.1、4.0%が住んでいる。他方、全人口の1.0%以下の人口の県は6県で、鳥取県(0.7%)、福井県(0.9)、奈良県(0.9)及び1.0%の山梨県、滋賀県、高知県である。

人口密度については、1方村当り1,000人以上の府県は3都府県、500～1,000人は4府県、400～499人は2府県、300～399人は5府県、200～299人は16府県、100～199人は14府県、100人未満は2道県である。人口密度の最も高いのは3都府県で、1方村当り3,091人の東京都、2,126人の大阪府及び1,054人の神奈川県である。人口密度の最も低いのは2道県で、1方村当り55人に過ぎない北海道に、89人の岩手県がついでゐる。各回調査間に人口増加率の最高及び最低であつた5府県及び人口の減少した府県は次頁の表の通りである。

5年毎の人口増加率の最高及び最低5都道府県並びに人口減少せる都道府県の人口増加(又は減少)率(%)

(本書 42 頁第 8 表による)

昭和 20—25 年		昭和 15—20 年		昭和 10—15 年		昭和 5—10 年		大正 14—昭和 5 年		大正 9—14 年	
都 道 府 県	増加率	都 道 府 県	増加率	都 道 府 県	増加率	都 道 府 県	増加率	都 道 府 県	増加率	都 道 府 県	増加率
(増 加 率 最 高 5 都 道 府 県)											
東 京 都	80.0	栃 木 県	28.2	神 奈 川 県	19.0	大 阪 府	21.4	東 京 府	20.6	東 京 府	21.2
大 阪 府	37.7	埼 玉 県	27.3	東 京 府	15.5	大 阪 府	17.8	大 阪 府	15.7	大 阪 府	18.2
神 奈 川 県	33.3	山 梨 県	26.5	福 岡 県	12.3	神 奈 川 県	13.6	神 奈 川 県	14.3	愛 知 県	11.0
福 岡 県	28.5	奈 良 県	25.7	大 阪 府	11.5	愛 知 県	11.5	北 海 道	12.6	京 都 府	9.3
長 崎 県	24.8	長 野 県	24.0	愛 知 県	10.6	兵 庫 県	10.5	愛 知 県	10.7	宮 城 県	8.6
(増 加 率 最 低 5 都 道 府 県)											
新 潟 県	3.0	青 森 県	8.3	愛 媛 県	1.2	徳 島 県	1.7	大 分 県	3.3	滋 賀 県	1.7
山 形 県	2.3	和 歌 山 県	8.2	栃 木 県	1.0	石 川 県	1.5	島 根 県	2.4	岡 山 県	1.7
岐 阜 県	1.7	北 海 道	7.5	山 形 県	0.2	三 重 県	1.5	奈 良 県	2.1	佐 賀 県	1.6
栃 木 県	0.3	山 口 県	4.8	和 歌 山 県	0.1	島 根 県	1.0	佐 賀 県	1.0	島 根 県	1.1
滋 賀 県	0.0	広 島 県	0.9	奈 良 県	0.0	鳥 取 県	0.2	石 川 県	0.8	石 川 県	0.5
(人 口 減 少 せ る 都 道 府 県)											
奈 良 県	2.0	鹿 児 島 県	3.2	鹿 児 島 県	0.1	長 野 県	0.2			福 井 県	0.2
長 野 県	2.8	長 崎 県	3.8	長 野 県	0.2	高 知 県	0.4				
山 梨 県	3.3	京 都 府	7.3	岡 山 県	0.2	佐 賀 県	0.8				
		愛 知 県	9.7	福 井 県	0.4						
		福 岡 県	11.2	大 分 県	0.8						
		兵 庫 県	12.4	高 知 県	0.8						
		神 奈 川 県	14.8	島 根 県	0.8						
		大 阪 府	41.6	滋 賀 県	1.1						
		東 京 都	52.6	鳥 取 県	1.2						
				熊 本 県	1.4						
				徳 島 県	1.4						
				石 川 県	1.4						
				香 川 県	2.4						